

国立大学法人信州大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(賞与)について、文部科学省国立大学法人評価委員会が本学に対し実施した業績評価の結果を勘案し、学長が当該手当額を10%の範囲内で増減できることとしている。なお、平成17年度は当該手当への反映はしていない。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長
平成17年人事院勧告に準拠し、改正給与法による俸給表ベースに基づき、基本給月額を4,000円引き下げ、平成17年12月期期末特別手当の期別支給割合を170/100から172.5/100に改定した。
改定時期:平成17年12月1日

理事
平成17年人事院勧告に準拠し、改正給与法による俸給表ベースに基づき、基本給月額を3,000円引き下げ、平成17年12月期期末特別手当の期別支給割合を170/100から172.5/100に改定した。
改定時期:平成17年12月1日

理事(非常勤)
該当者なし

監事
平成17年人事院勧告に準拠し、改正給与法による俸給表ベースに基づき、基本給月額を3,000円引き下げ、平成17年12月期期末特別手当の期別支給割合を170/100から172.5/100に改定した。
改定時期:平成17年12月1日

監事(非常勤)
改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 18,162	千円 12,534	千円 5,515	千円 24 (通勤手当) 89 (寒冷地手当)		
理事 (6人)	千円 96,550	千円 65,730	千円 27,919	千円 1,118 (通勤手当) 534 (寒冷地手当) 348 (単身赴任手当) 901 (調整手当)	6月11日1名	6月11日1名
監事 (1人)	千円 11,969	千円 9,384	千円 2,496	千円 89 (寒冷地手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 1,225	千円 1,225	千円 0	千円 0 ()		

注:「調整手当」とは、本法人赴任直前に、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤していたことにより給与の調整がなされていた者に対し、当該給与調整額を一定期間に限り通減しつつ支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

常勤職員については、中期目標期間中における運営費交付金の年度展開を見据えて、学内に設置された人事調整委員会が各部局・職種ごとの職員定員を設定し、かつ調整を図ることにより効率的な定員管理を行い、部局人事委員会等と連携して実効性のある運用を行なう。非常勤職員については、運営費交付金の交付状況及び外部資金等の獲得状況を見据えて、各部局において厳正に管理する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

原則として国家公務員の給与制度を基本として本学における給与制度を構築しているため、人事院勧告の内容を考慮するとともに、運営費交付金の状況並びに教職員配置の状況等を踏まえ給与水準を決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学が独自に定める勤務評定制度による個別評価に基づき、当該評価の結果を勤勉手当(賞与)の支給率決定並びに昇給、特別昇給、昇格、降格の実施の可否に反映させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日の各基準日に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における個々の勤務成績に応じた割合によって支給される。
基本給: 昇給	原則として現在の基本給を受けた日から12箇月間良好な成績で勤務した時、1号給上位の号給に昇給させることができる。
基本給: 特別昇給	勤務成績が特に良好な職員について、前述にかかわらず上位の号給に昇給させることができる。
基本給: 昇格	特に勤務成績が優秀な者のうち、本学就業規則に定める昇進をした者及び本学が独自に定める基準に該当する者について、同人の職務の級を、同一の基本給表における上位の職務の級に変更することができる。
基本給: 降格	勤務成績が著しく不良である場合等本学就業規則に定める降職させるに十分な要件を満たした者について、同人の職務の級を、同一の基本給表における下位の職務の級に変更することができる。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

平成17年人事院勧告を基調とした給与制度の改正を行なった。
(実施時期:平成17年12月1日)

①基本給
教員以外の職員については、改正給与法による俸給表ベース、附属学校教諭以外の教員については、国立大学協会より提供された参考給与表、附属学校教諭については、17年度長野県人事委員会勧告による俸給表ベースに基づき、基本給月額の改定を行なった。(平均△0.3%)

②勤勉手当
平成17年12月期の支給割合を100分の72.5に引き上げた。

③医師免許調整手当(初任給調整手当)
医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員に対する支給限度額を50,200円から50,000円に引き下げた。

④扶養親族手当(扶養手当)
配偶者に係る支給月額を13,500円から13,000円に引き下げた。

注:()内は国家公務員給与制度における手当名称

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1812人	44.4歳	7,130千円	5,172千円	45千円	1,958千円
事務・技術	424人	44歳	5,712千円	4,185千円	67千円	1,527千円
教育職種 (大学教員)	872人	48.6歳	8,838千円	6,354千円	42千円	2,484千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	333人	34.1歳	4,723千円	3,486千円	25千円	1,237千円
技能・労務職種	16人	55.3歳	5,305千円	3,866千円	77千円	1,439千円
医療職種 (病院医療技術職員)	73人	44.1歳	5,766千円	4,215千円	54千円	1,551千円
教育職種 (附属高校教員)	18人	41.3歳	7,790千円	5,773千円	38千円	2,017千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	67人	40.8歳	7,204千円	5,329千円	27千円	1,875千円
その他医療職種 (看護師)	5人	46.3歳	5,437千円	3,987千円	77千円	1,450千円
指定職種	4人	60歳	15,646千円	11,183千円	24千円	4,463千円

非常勤職員	117人	35.8歳	3,209千円	2,882千円	22千円	327千円
事務・技術	12人	43.9歳	3,370千円	2,510千円	35千円	860千円
教育職種 (大学教員)	1人					
医療職種 (病院医師)	62人	33.6歳	2,610千円	2,610千円	14千円	0千円
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	2人					
医療職種 (病院医療技術職員)	15人	29.4歳	3,226千円	2,446千円	52千円	780千円
研究職種	11人	37.0歳	5,018千円	3,779千円	43千円	1,239千円
診療助手	7人	33.9歳	4,357千円	4,357千円	0千円	0千円
特任教授	7人	51.9歳	4,142千円	4,142千円	0千円	0千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:本法人には「在外職員」「任期付職員」「再任用職員」の各区分に該当する職員はいないため表を省略した。

注3:非常勤職員の教育職種(大学教員等)及び技能・労務職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:「技能・労務職種」とは自動車運転手、看護助手等をさす。

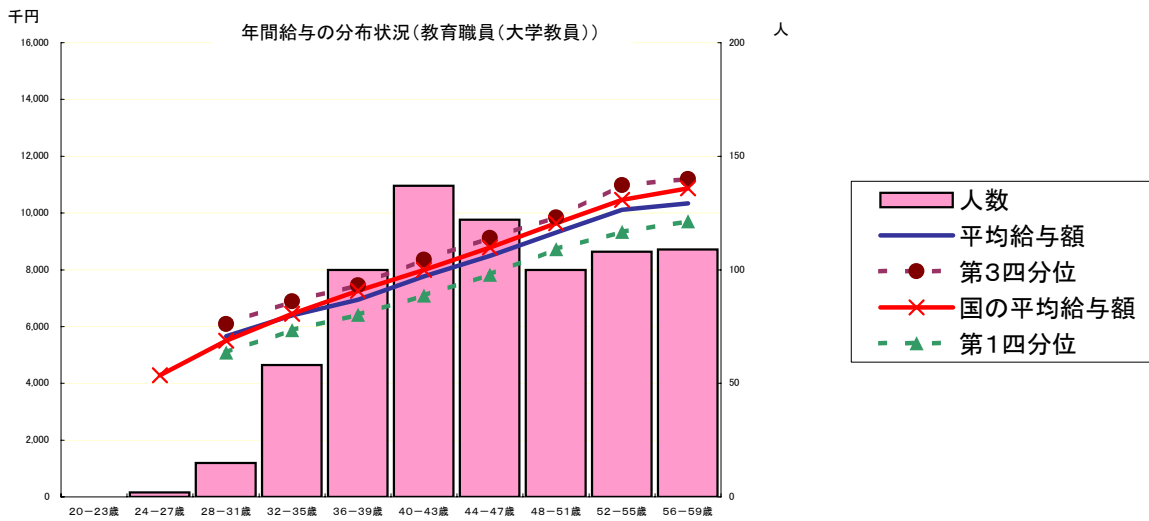
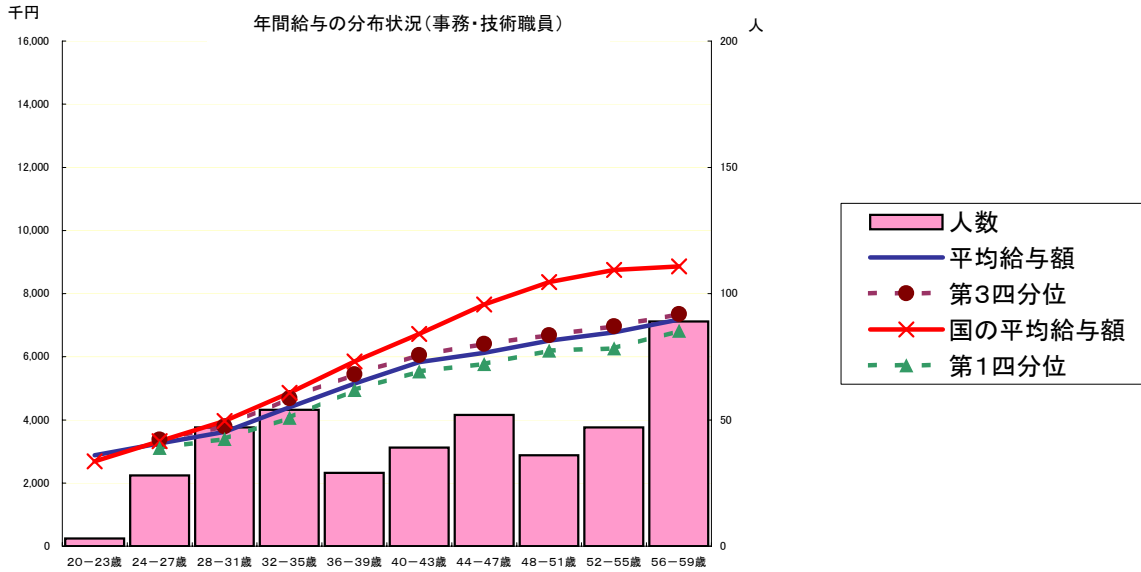
注5:「教育職種(附属高校教員)」は、附属養護学校教員をさす。

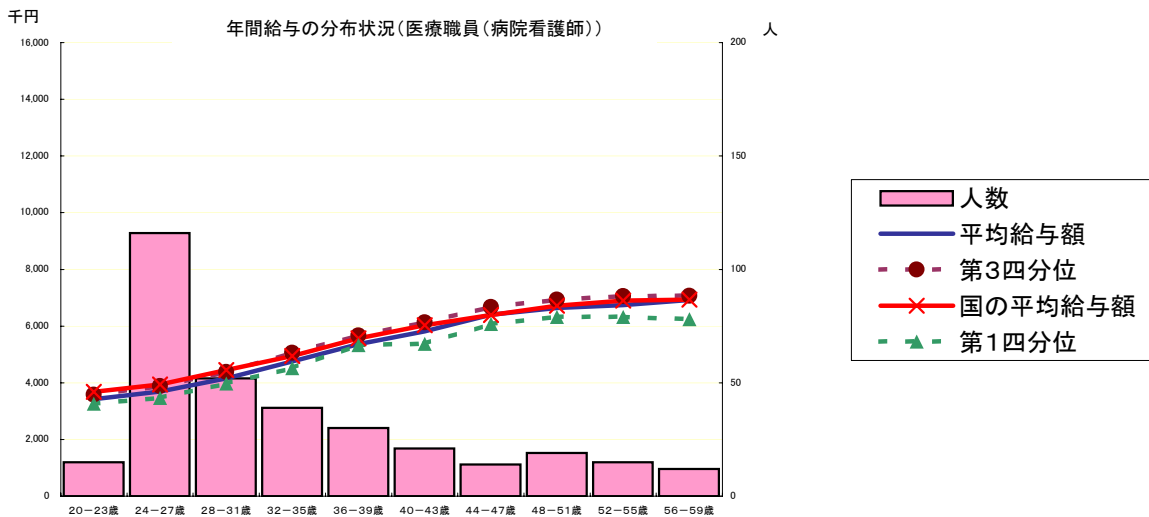
注6:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注7:「指定職種」とは役員以外の副学長、学部長(博士課程を置く学部に限る)をさす。

注8:「研究職種」とはCOE研究員、産学官連携研究員、SVBL研究員等をさす。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]





注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:事務・技術職員のうち年齢20～23歳の該当者は3名のため、第1・第3分位折れ線は表示されていない。

注3:教育職員(大学教員)のうち年齢24～27歳の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
部長	2	58.5	—	—	—
課長	23	55.5	8,038	8,488	8,843
課長補佐	37	56.2	6,904	7,059	7,285
係長	171	49.7	6,050	6,384	6,773
主任	84	40.3	4,593	5,092	5,587
係員	107	30.8	3,285	3,729	4,038

注1:部長の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

注2:「課長」には、課長相当職である「副学部長(事務担当)」、「副館長(事務担当)」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	362	56.1	9,853	10,465	11,075
助教授	278	45.2	7,787	8,292	8,906
講師	71	43.9	6,930	7,545	8,216
助手	160	39.8	6,123	6,467	6,917
教務員	1	57.5	—	—	—

注:教務員の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1	58.5	—	—	—
副看護部長	3	54.5	—	7,475	—
看護師長	24	49.0	6,629	6,795	6,972
副看護師長	51	42.5	5,517	5,949	6,521
看護師	253	30.6	3,600	4,201	4,547
准看護師	1	33.5	—	—	—

注1:看護部長及び准看護師の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

注2:副看護部長の該当者は3名のため、第1・第3分位は記載されていない。

③ 職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任 係員	主査 技術専門職員 主任	課長補佐 副学部長補佐 (事務担当) 図書館専門職 技術専門員 主査	課長 副学部長(事務担当) 副館長(事務担当) 技術専門員	課長 副学部長(事務担当) 副館長(事務担当)
人員 (割合)	424	46 (10.8%)	83 (19.6%)	197 (46.5%)	65 (15.3%)	21 (5.0%)	11 (2.6%)
年齢(最高 ～最低)		41～22	53～27	59～35	59～49	59～40	59～51
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,705～2,153	3,904～2,399	5,225～3,377	5,494～4,334	7,158～4,883	7,547～6,008
年間給与 額(最高～ 最低)		3,567～2,834	5,309～3,284	7,098～4,678	7,534～5,992	9,518～6,842	10,195～8,171

区分		7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長 副病院長(事務担当)	部長 副病院長(事務担当)	学長が認める職務	学長がその都度定める職務
人員 (割合)		0 (0.0%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		～	～	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	～	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	～	～	～

注：8級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載しない。

(教育職種(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務員	助手	講師	助教授	教授	学長が認める職務
人員 (割合)	872	1 (0.1%)	161 (18.5%)	71 (8.1%)	278 (31.9%)	361 (41.4%)	0 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		～	64～26	63～30	64～32	64～41	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	5,798～2,617	6,789～3,646	7,192～4,111	9,324～5,942	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	7,627～3,563	9,178～5,088	9,807～5,724	13,020～8,388	～

注：1級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載しない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師 保健師 助産師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	333人	1人 (0.3%)	253人 (76.0%)	51人 (15.3%)	24人 (7.2%)	3人 (0.9%)	1人 (0.3%)
年齢(最高 ～最低)		～	59～22	58～31	58～40	59～51	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円	千円 5,030～2,296	千円 5,219～3,238	千円 5,248～4,314	千円 5,713～5,135	千円 ～
年間給与 額(最高～ 最低)		千円	千円 6,832～3,124	千円 7,142～4,449	千円 7,355～6,059	千円 7,764～7,201	千円 ～

注：1級及び6級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢（最高～最低）」以下の事項について記載しない。

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 68.5	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 31.5	% 32.6
	最高～最低	% 42.4～31.7	% 39.3～29.3	% 40.8～30.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.6	% 68.7	% 67.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.4	% 31.3	% 32.3
	最高～最低	% 36.4～30.3	% 34.3～28.4	% 33.9～29.3

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 68.5	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 31.5	% 32.6
	最高～最低	% 36.4～32.0	% 34.3～29.9	% 34.9～30.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.5	% 68.7	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.5	% 31.3	% 32.4
	最高～最低	% 36.4～30.7	% 34.3～10.9	% 35.3～22.7

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.4	64.0	62.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.6	36.0	37.2
	最高～最低	42.9～33.3	39.8～31.2	41.2～32.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.1	68.4	67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.9	31.6	32.7
	最高～最低	36.4～31.4	34.3～29.3	35.3～30.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 83.1

対他の国立大学法人等 95.6

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(旧教育職(一)) 96.6

対他の国立大学法人等 95.3

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 95.7

対他の国立大学法人等 98.6

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項
特記事項なし

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度) 千円	前年度 (平成16年度) 千円	比較増△減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成16 年度)からの増△減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	15,567,413	15,614,262	△ 46,849 (△0.3)	△ 46,849 (△0.3)
退職手当支給額 (B)	1,445,111	1,668,420	△ 223,309 (△13.4)	△ 223,309 (△13.4)
非常勤役職員等給与 (C)	2,579,573	2,202,015	377,558 (1.7)	377,558 (1.7)
福利厚生費 (D)	2,201,355	2,138,722	62,633 (2.9)	62,633 (2.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	21,793,452	21,623,419	170,033 (0.8)	170,033 (0.8)

注1:「給与、報酬等支給総額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤役員及び常勤職員に係る報酬(給与)、賞与、その他の手当の合計額を計上している。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注3:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他の競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注4:上記「前年度(平成16年度)」欄は集計方法が変更されたため昨年度公表した数字とは異なる。

総人件費について参考となる事項

- ①平成17年人事院勧告を基調とした給与制度の改正により給与、報酬等支給総額は前年度と比較し0.3%の減となった。また主に救命救急センター新設等に伴う附属病院非常勤職員の増加による非常勤役職員等給与の増及び定年退職者の減少による退職手当支給額の減と併せ、最広義人件費の前年度との比較においては0.8%の増となっている。
- ②文部科学大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に対し、本学中期計画においても上記表における「給与、報酬等支給総額(A)」について、基準年度(平成17年度)の「人件費予算相当額(15,970,437千円)」に対し平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしている。なお、基準年度の「給与、報酬等支給総額」は15,567,413千円となっている。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

平成17年度から授業料の値上げを決定した役員の姿勢として、平成17年4月より平成17年12月まで役員の報酬について法人の長は支給額の5%を、教員である理事については、支給額の3%を自主返上することにより減額した。また法科大学院設置問題を受け、役員会として前述の自主返上に替え、平成18年1月より平成18年3月まで法人の長及び理事は支給額の10%を自主返上することにより減額した。